

## 現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算について

財政局工事管理室

### ① 現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策に関する費用）の積算に関する改定について

令和7年10月1日付で、現場環境改善費について積算基準の改定を実施。

#### <改定概要>

共通仮設費における現場環境改善費のうち、「熱中症対策・防寒対策に関する費用（安全関係）」については、これまで現場環境改善費の率計上分の実施項目に含まれていたが、改定後は現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に係る内容※1については率計上分に含まず、積上げ計上を行うものとする。

※1：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置など

#### 【注意点】

熱中症対策に係る「作業員個人に対する費用※2」は、引き続き現場管理費の補正により対応するため、変更協議の際に、内容に重複がないか確認が必要となる。

※2：塩飴、経口保水液等の効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット

### ② 対象工事

原則として、主たる工種が屋外作業である土木工事を対象とする。

### ③ 事前協議

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の計上は、変更契約において行うものとし、熱中症対策・防寒対策に係る施設・設備の種類や規模・設置期間・概算費用について、施工協議簿等の書面により事前に受注者間で協議を行い、対策の妥当性を確認の上、詳細を決定すること。なお、決定した内容について施工計画書に反映すること。

#### ④ 積算方法

- ア 費用は、積上げにより計上することとし、現場環境改善費（率分）で計上される額の50%を上限とする。なお、現場環境改善費（率分）の計上対象外とした工事についても、仮積算した額の50%を上限として積上げ計上することができるものとする。
- イ 熱中症対策に係る「作業員個人に対する費用」は、熱中症対策に資する現場管理費の補正により計上されるため、現場環境改善費による積上げ計上額の対象外とする。
- ウ 熱中症対策・防寒対策に係る施設や設備の費用
- ・リース品の場合  
当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
  - ・購入品の場合  
当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

#### ⑤ 実績報告

施工期間中に対策を実施した場合、受注者は、「④積算方法\_ウ熱中症対策・防寒対策に係る施設や設備の費用」の明細がわかる見積書・契約書・計算書等を書面にて発注者に提出する。発注者は、実施内容の妥当性について受注者と協議した結果に基づき、設計変更を行う。

#### ⑥ 適用

令和7年10月単価を適用する工事から適用を開始する。